横芝光町農業委員会９月第６回定例総会議事録

１．開催日時　令和８年９月７日(月)　午前９時００分～午前９時４５分

２．開催場所　横芝光町役場　第３会議室

３．出席委員　（１２名）

会　　長	４番	伊藤　直樹			
会長職務代理者	７番	伊藤　仁			
委　　員	１番	市原　裕	２番	伊藤　由美子	
	３番	土屋　英夫	５番	椎名　美枝子	
	６番	若梅　直樹	８番	鈴木　淳	
	９番	實川　和幸	１０番	大木　耕一	
	１１番	平山　和浩	１２番	林　政宏	

４．欠席委員　　なし

５．農業委員会事務局職員

事務局長　　行方　大実

６．議事日程

日程第１　議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第２　議案第１号

農地法第３条の規定による許可申請に対する許否決定について

日程第３　議案第２号

農地法第４条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第４　議案第３号

農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第５　議案第４号

令和８年度第６次農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

７．会議の概要

事務局	これより、令和８年９月第６回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。 （伊藤会長あいさつ）
事務局	続きまして、平山副町長からご挨拶をいただきます。 （佐藤町長あいさつ）
事務局	ありがとうございました。平山副町長におかれましては、公務のため、ここで退席となりますので、ご了承願います。 本日の総会の出席委員は、全員です。会議規則第６条の規定により、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第４条の規定により、以後の議事進行につきましては伊藤会長に議長をお願いします。
議長	これより議事に入ります。日程第１議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第１３条第２項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしの声がありましたので、指名します。 ２番　伊藤由美子委員、８番　鈴木淳委員に、お願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の 行方事務局長 を指名いたします。 日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許否決定について農地法第３条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和８年９月７日提出　横芝光町農業委員会長　伊藤　直樹 農地を取得、所有権移転、使用権を設定する場合は農業委員会の許可が必要となることから、総会での審議していただくものです。今回の３条の許可申請は、６件です。 譲受人と譲渡人は資料１ページに記載のとおりです。 ２ページ以降に、申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。 なお、小字については省略させていただきますので、ご了承願います。 １件目の申請地は、台　の田６筆　計４，９６６㎡です。位置図は資料の２から３ページです。農地適格所有法人である譲受人が経営規模拡大の

	ため、以前から管理している農地を、高齢により管理できなくなった譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 ２件目は、屋形　の田　１筆　１，５８２㎡と、同じく畑　１筆　５７３㎡です。位置図は資料４から６ページです。譲受人が経営規模拡大のため、以前から管理している農地を、県外在住の譲渡人から売買により所有権移転をしようとする申請です。 ３件目は、横芝　の田　１筆　計１３５㎡　です。位置図は資料７、８ページになります。譲渡人が、農業者年金（経営移譲）を継続受給のため、子である譲受人と、農地の使用貸借件を再設定する申請です。 ４件目は新井　の田　１筆　２９６㎡です。位置図は資料９と１０ページになります。肉用牛の自給飼料を栽培したい譲受人が、高齢により営農できなくなった譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 ５件目と６件目は、譲受人が同一で、申請農地も近接しているため一括でご説明します。５件目は芝崎　の田　１筆　５３８㎡です。位置図は資料１１と１２ページです。６件目も芝崎　の田　４筆　計２，５９７㎡です。位置図は資料１３と１４ページです。 本案件については、申請の経緯等を説明させていただきます。申請者は現在、埼玉県川越市で病院勤務している医師で、不動産業を営んでいる父親が代理人となっております。本件は、始め８月２４日に、申請人の母親、代理人の妻を申請人とした届出がありましたが、同人が令和４年に取得した農地について営農されていないことを指摘したところ、翌日の８月２５日に、本件のとおり申請人を変更して届出が提出されたものです。 申請人は２４日の夜に川越から実家に戻り、家族会議の中で「以前から考えていた」という「実家に戻り、医師を続けながら営農する」ことになり、２５日朝に戻られたとの説明が代理人からありました。 代理人は２４日の申請時には、「取得後も現在営農している方に頼むつもりである」と、申請人自身による営農意思が無いことを明言しましたが、翌日の申請時には「現在営農している人に教わりながら本人が農業をするつもりである」との説明になりました。 令和４年度に取得した農地について、「営農を試みたがうまくいかず、土壌改良を試みたが依頼した相手が廃業してしまった」旨の釈明をしておりますが、依頼についても口約束のため証明はできず、また、現在は転用を考えているとのことで、営農した事実は認められないと言わざるを得な

	い状況です。 　また、申請人の営農計画には具体性や必要性が乏しく、本案件は営農ではなく土地の取得が目的であると判断するのが自然であると考えます。 　現状において全部利用効率要件を満たしておらず、申請の経緯や営農計画から、申請人が常時従事要件を満たす見込みは非常に低いと思われます。 　以上、議案第１号の説明でございます。
議長	ただいま議案第１号の朗読並びに説明が終りました。はじめに１件目の案件について担当委員の説明を求めます。
８番	８番　鈴木です。高齢により管理できなくなった譲渡人から、以前から当該農地を管理しており経営規模拡大したい農地適格所有法人である譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稲の作付けを予定しています。現地を確認したところ、耕作されており問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。説明が終わりましたので１件目の案件についての質疑を許します。 （質疑なし） 　質疑ありませんので、質疑を終了して、１件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 　全員賛成、よって１件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、２件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
７番	７番　伊藤です。相続をしたが県外に住み農業をしない譲渡人から、以前から当該農地を管理しており経営規模拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転しようとする案件です。申請地では水稲とトウモロコシの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので２件目の案件についての質疑を許します。 （質疑なし） 　質疑ありませんので、質疑を終了して、２件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 　全員賛成、よって２件目の案件については、原案のとおり決定いたしま

	した。
議長	次に、３件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
６番	６番　若梅です。譲渡人が継続して農業者年金を受給するため、子の譲受人と農地の使用貸借権を再設定するものです。申請地では引き続き水稲の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので３件目の案件についての質疑を許します。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了して、３件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） よって３件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、４件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
８番	８番　鈴木です。高齢により営農が困難になった譲渡人から、肉用牛の自給飼料を栽培したい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では飼料用トウモロコシの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので４件目の案件についての質疑を許します。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了して、４件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 全員賛成、よって４件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、５件目と６件目の案件について、一括で担当委員の説明を求めます。
８番	８番　鈴木です。５件目と６件目は同じ譲受人です。いずれも経営規模を縮小したい譲渡人から、新規就農のため譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稲の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されております。なお、県外にすんでいる譲受人は実家に戻る予定とのことです。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので５件目と６件目の案件について、質疑を許します。

６番	６番　若梅です。譲受人はいつ頃こちらに戻ってきて、いつから営農するというのは、はっきりしていないのでしょうか。
事務局	具体的に示されておりません。時期や、年間１５０日以上の農業従事について具体的な資料の提出を求めましたが、提出ありませんでした。
１１番	１１番　平山です。本人による営農は考えにくいと思います。
議長	他にありませんか。質疑ありませんので、質疑を終了して、５件目と６件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手なし） 賛成者なし。よって５件目と６件目は不許可と決定しました。
議長	日程第３　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する県への意見について。農地法第５条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和８年９月７日提出　横芝光町農業委員会長　伊藤　直樹 農地法第４条は土地の所有者が、農地を農地以外に転用するための申請ですが、本件は田を畑に変更するための一時転用申請となります。申請地が農振農用地であるため、町長から千葉県知事あてへの意見書の提出が必要となっており、農業委員会から町へ意見書の作成を依頼しておりますが、本総会までに意見書が発行されていないため、本件は本総会においては保留とさせていただきます。
議長	ただいま事務局から説明がありましたとおり、議案第２号は保留とします。 続いて日程第３　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見について。農地法第５条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和８年９月７日提出　横芝光町農業委員会長　伊藤　直樹 申請は５件で、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料１と２ページに記載のとおりです。また、資料２ページ以降に位置図と現状写真を記載しておりま

すので、参照願います。
はじめに、１件目の申請は、木戸 の畑　１筆、５１０㎡です。
転用目的は、専用住宅用地です。農地の種別は、第１種農地に該当しますが、例外規定により転用見込みです。事業費は、土地購入費、整地費、住宅の建築費が主なものとなります。資金は借入金を予定しており、金融機関の事前審査が完了していることから、問題ないと見込まれます。
隣接農地所有者には、当該申請内容について説明済みです。工期は許可日から令和９年６月３０日の予定です。
次に２件目の申請ですが、二又 の畑　３筆、計５２０㎡です。
転用目的は、駐車場用地です。農地の種別は、第１種農地に該当しますが、例外規定により転用見込みです。土地改良区の受益区域外で、雨水排水は地下浸透処理の予定です。事業費は、土地の購入費と整備費となりますが、資金は自己資金（会社資金）を予定しており、資金調達は問題ないと見込まれます。工期は１０月２０日から、１２月３１日の予定です。
次に３件目の申請ですが、宮川 の畑　１筆、５３㎡です。
転用目的は、駐車場用地です。農地の種別は、第３種農地に該当します。
雨水は勾配により側溝へ排水される見込みで、土地改良区との協議も完了しております。事業費は、土地購入費と整地費で、資金は自己資金（会社資金）を予定しており資金調達は問題ないと見込まれます。
次に４件目の申請ですが、富下 の畑　２筆、計７５㎡です。
転用目的は、駐車場用地です。本件は６月の総会で許可相当と認定されましたが、譲渡人の死亡、及び住所記載の誤りがあったため、一度取り消しとした後の、再度の申請です。内容に変更ありませんので、説明は省略させていただきます。
次に、５件目の申請ですが、横芝 の田　１筆、４８５㎡です。
転用目的は、専用住宅用地です。農地の種別は、第２種農地に該当します。事業費は、譲渡人と譲受人は親子であるため土地購入費は発生せず、住宅の建築費となります。資金は借入金を予定しており、金融機関の事前審査が完了していることから、問題ないと見込まれます。
生活雑排水については町道の道路側溝へ放流予定で、町から道路側溝占用許可が降りております。また、土地改良区との協議も完了しております。
隣接農地所有者は、当該譲渡人のため問題ありません。工期は令和８年１１月１日から令和９年３月１日の予定です。
以上、議案第２号の説明でございます。

議長	ただいま、議案第３号の朗読並びに説明が終わりました。はじめに、１件目の案件について、担当委員は私ですので説明します。４番　伊藤です。本件について現地を確認したところ、県道沿いの土地で農地としては利用されておらず、排水に関しては土地改良区と協議済みとのことで、周辺農地への影響も少ないことから転用について問題はないと考えます。よろしくお願いします。 説明が終わりましたので、１件目についての質疑を許します。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了して、１件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 全員賛成、よって１件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、２件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
	３番　土屋です。本件について現地を確認したところ、農地として利用されておらず、会社の従業員用駐車スペースの確保が必要であり、排水について土地改良区との協議も済んでいることから、転用に問題ないと思われます。
議長	説明が終わりましたので、２件目についての質疑を許します。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了して、２件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 全員賛成、よって２件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、３件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
３番	３番　大木です。本件は、現地を確認したところ、申請人店舗に隣接しており、農地としては利用されていません。従業員用駐車スペースが不足しており、増設が必要な状態です。土地改良区との協議も済んでおり、転
議長	用に問題ないと思われます。 説明が終わりましたので、３件目についての質疑を許します。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了して、３件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

	（挙手全員） 全員賛成、よって３件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、４件目の案件について、先ほど事務局から説明がありましたとおり、６月に許可相当とした内容と変更がありませんので、質疑を省略し採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員）。 全員賛成、よって４件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、５件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
６番	６番　若梅です。本件は、現地を確認したところ、町道沿いで、周辺は住宅地となっております。農地として利用されておらず、土地改良区との協議も済んでおり、転用に問題ないと考えます。
議長	説明が終わりましたので、５件目についての質疑を許します。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了して、５件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 全員賛成、よって５件目について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	つづいて日程第５　議案第４号　令和８年度第６次農用地利用集積等促進計画（案）の意見について上程します。事務局から議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	日程第４　議案第４号　令和８年度第６次農用地利用集積等促進計画（案）の意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、令和８年度第６次農用地利用集積等促進計画（案）が提出されたので本会の意見を求める。 令和８年９月７日提出　　横芝光町農業委員会長　伊藤　直樹 今回は３件です。１件目と２件目が、賃借による利用権の設定で、３件目は使用貸借による利用権の設定です。２件目と３件目は、権利の設定をする者と受ける者は同一です。 １件目、資料１ページを御覧ください。表上部の１行目に利用権を設定をする者（土地所有者）、３行目に利用権の設定を受ける者（耕作者）が

	記載してあり、２件目以降も同様です。 権利を設定する農地は、篠本の畑１筆　８０３㎡です。 ２件目、資料は２ページです。利用権を設定する者と受ける者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、於幾の畑３筆　計８９２㎡です。圃場内にパイプハウスがあり、その使用料と水道使用電気料を考慮して賃借権を設定したとのことです。 ３件目、資料は３ページです。利用権を設定する者と受ける者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、於幾の畑１筆　３，３５１㎡です。こちらは土地のみのため、使用貸借としたとのことです。 申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項２号及び３号に規定されている農用地等の効率要件（耕作している農地に遊休農地がない）や、農作業の常時従事（年間 150 日以上）を満たしていると考えます。 以上、議案第４号の説明となります。
議長	ただいま、議案第４号の朗読並びに説明が終わりました。 議案第４号につきましては、耕作者ごとに採決いたします。はじめに、１件目の質疑を許します （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了し、１件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 全員賛成、よって１件目の案件については、原案のとおり決定しました。
議長	続いて２件目と３件目の案件についての質疑を許します。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了し、２件目と３件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員） 全員賛成、よって２件目と３件目の案件について、原案のとおり決定しました。
議長	以上で　提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。
事務局	以上をもちまして、令和８年９月第６回　農業委員会定例総会を閉会します。